

消費者スマイル基金 第2回助成事業助成契約書

適格消費者団体〇〇〇〇（以下、「甲」という）と消費者スマイル基金（以下、「乙」という）とは、乙が甲に対して行う助成金交付について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が行う差止請求関係業務を支援することを目的として、助成金を交付する。

（助成金）

第2条 本契約に定める助成金の額は、金〇〇〇,〇〇〇円とする。

（助成金の交付）

第3条 乙は、本助成契約締結後、1か月以内に甲に助成金を交付する。

（助成金の目的外使用の禁止）

第4条 甲は、前条により交付を受けた助成金を、差止請求関係業務以外の用途に使用してはならない。

（活動報告書）

第5条 甲は、次の活動報告書を指定の時期までに乙に提出する。

（1）2017年10月末日より後、2018年6月20日までの間に係争した差止請求訴訟に係る次の報告書（消費者契約法第30条、同施行規則第21条第1項第2号関係書類「差止請求権の行使に関する訴訟その他の手続の概要及び結果の記録」様式において、記載いただいたもの）

①訴訟終結時の報告書を訴訟終結の後1か月後までに提出

②2019年7月末時点で当該訴訟が係争中である場合、その中間報告書を翌8月末までに提出

（2）助成を受けた事業年度の差止請求関係業務に係る事業報告書（消費者契約法第31条第3項第5号関係）を翌事業年度開始の4か月経過した月の末日までに提出する。

（3）助成を受けた事業年度の差止請求関係業務に係る費用を区分した収支計算書または活動計算書（消費者契約法第31条第3項第5号関係）を翌事業年度開始の4か月経過した月の末日までに提出する。

（報告の徴収）

第6条 乙は、必要に応じ差止請求関係業務の実施状況について、甲から報告を求

めることができる。

(助成決定の取消)

第7条 甲が各号の一に該当する場合は、乙は助成の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

- (1) 甲が適格消費者団体でなくなったとき
- (2) 本助成契約に違反したとき

(助成金の返還)

第8条 乙は、前条の規定により助成の全部又は一部の決定を取り消した場合であって、すでに助成金を交付しているときは、甲に対し期限を定めてその取り消した部分の助成金の返還を求めるものとする。

2 甲は前項の規定により助成金の返還を求められた場合は、定められた期間内に当該助成金を返還しなければならない。

(消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示)

第9条 甲は、自身の運営するウェブサイトにおいて、差止請求関係業務の費用の一部について消費者スマイル基金から助成を受けている旨を表示するものとする。

(情報の公表)

第10条 乙は、本件助成の実施状況に関し、乙のウェブサイト等で適宜公表できる。ただし、甲の適格消費者団体として義務付けられている守秘義務を侵さないものとする。

(協議)

第11条 この契約に疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々1通を保管する。

2018年7月〇〇日

(甲)

(乙) 東京都千代田区六番町15主婦会館プラザエフ6階
特定非営利活動法人消費者スマイル基金
理事長 阿南 久